

3 添付書類

添付書類が揃っていることを確認して、通数を記載ください。

| 添付書類 | 通数 | 注意事項 |
|---------------|----|--|
| (1) 公図の写し | 通 | 公図の写しに申請する農地の「農地等番号」を赤字で記入してください。 |
| (2) 土地登記事項証明書 | 通 | 申請時の3カ月以内に取得したものを提出してください。「全部事項証明書」を用意してください。 |
| (3) 印鑑証明書 | 通 | 申請時の3カ月以内に取得したものを提出してください。権利者全員分を用意してください。 |
| (4) 現況写真 | 枚 | 申請地の全体が分かるものを一地区につき2~3枚用意頂き、A4サイズの用紙に印刷(添付)して提出してください。 |

※添付書類は申請者自身で用意頂く書類となります。

4 指定申請確認事項

下記を確認頂き、☑をしてください。

| (1)申請地に関する確認事項 | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> | ア 農地等として管理をしている。 |
| <input type="checkbox"/> | イ 管理に必要な進入路として、道路(2m以上)に面していて入り口(50cm以上)を確保している。面していない場合は、既に指定されている生産緑地や自宅と隣接していて、入り口(50cm以上)を確保できている。 |
| <input type="checkbox"/> | ウ 敷地内に農機具置場その他の法令で認められている建築物等以外の物が設置されていない。 |
| <input type="checkbox"/> | エ 有刺鉄線や塀等を設置していない(やむを得ず設置が必要な場合は、高さ1.2m以下のフェンス等で視界を遮らないものを設置している)。 |
| <input type="checkbox"/> | オ 申請者(所有者)が過去に、故障を理由とする主たる従事者の証明書の交付を受けていない。 |
| (2)申請後に関する注意事項 | |
| <input type="checkbox"/> | ア 原則として申請の取り下げ可能期間は、申請受付期間中までとなる。 |
| <input type="checkbox"/> | イ 書類審査、現地での農地性の確認、都市計画審議会での審議を経た後に、支障がない場合のみ指定される。 |
| <input type="checkbox"/> | ウ 指定される場合は、告示後に決定通知が自宅に郵送される(例年12月頃)。 |
| <input type="checkbox"/> | エ 指定されると、農地以外の利用ができなくなる。また、生産緑地法8条2項に規定する施設を設置する場合は、事前に関係各所へ確認が必要になる。 |
| <input type="checkbox"/> | オ 指定後30年間は、主たる従事者の死亡・故障以外で解除の申請(買取り申出)ができない。 |
| <input type="checkbox"/> | カ 行為制限の解除(買取り申出が受理されてから3か月後)までは、農地として管理し続ける義務がある。 ※年に1回程度、現地確認を行っています。管理状況が悪い場合は指導の対象になります。 |
| <input type="checkbox"/> | キ 指定後に生産緑地地区の標識が設置される可能性がある(地区ごとに1本程度)。 |
| <input type="checkbox"/> | ク 300㎡未満の土地に関しては、一団(隣接もしくは6m程度の道路や水路を挟んで向かい合っている生産緑地)で300㎡以上あれば指定要件を満たすが、一団の筆が解除されることにより300㎡に満たなくなった場合は、その時点で行為制限の解除になる。 ※100㎡未満の土地の一団の条件は隣接のみになります。 |
| ※行為制限の解除・・・生産緑地の行為制限(農地以外の利用ができなくなる等)が解除された状態を指します。生産緑地地区としての解除は、行為制限の解除の翌年度になります。 | |

第1号様式

令和 年 月 日

八王子都市計画生産緑地地区指定申請書

八王子市長 殿

生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく都市計画生産緑地地区の指定を受けるため申し出ます。また、申請する農地等について下記のとおり宣誓し、「4 指定申請確認事項」を確認しました。

- ・将来、都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市施設(道路、公園等)の都市計画の策定及び事業施行の際は、協力いたします。
- ・非常災害の場合に市が使用する際は、積極的に協力いたします。
- ・生産緑地法第7条に基づき生産緑地法第2条に定める農地等として適正に管理いたします。

1 農地等利害関係人の同意

| 権利者番号 | 権利種別 | 住所 | 氏名(フリガナ) | 押印(実印) |
|------------|-----------|------------------------------|---|--------|
| 例 | 所抵 () | 〒 192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 | フリガナ ハチオウジ タロウ 八王子 太郎 | 実印 |
| | | 生年月日 T S H・R 35年 1月 25日 | 固定電話 042 (620) 7302 携帯電話 090 (0000) 0000 | |
| 1 (代表者) | 所抵 () | 〒 | フリガナ | |
| | | 生年月日 T・S・H・R 年 月 日 | 固定電話 () 携帯電話 () | |
| 2 | 所抵 () | 〒 | フリガナ | |
| | | 生年月日 T・S・H・R 年 月 日 | 固定電話 () 携帯電話 () | |
| 3 | 所抵 () | 〒 | フリガナ | |
| | | 生年月日 T・S・H・R 年 月 日 | 固定電話 () 携帯電話 () | |

- ※1 農地等利害関係人とは所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等の権利者を指します。農地等利害関係人は、もれなく記入し、全員の同意を取得してください。
- ※2 「権利種別」の欄には、所有権は「所」、抵当権は「抵」に○をつけてください。それ以外の権利者は()に権利種別を記載ください。
- ※3 印鑑登録証明書は農地等利害関係人全員分を添付してください。(農地等利害関係人の人数と印鑑登録証明書の枚数は一致します。)

2 申請する農地等

| 農地等 番号 | 所在地(地番) | 登記地積 (㎡) | 登記 地目 | 申請地の主な作物 | 農業用施設 | | 権利者 (権利者番号) | 主な従事者 (権利者番号) | 権利者(農地等利害関係人)以外の主な従事者が いらっしゃる場合は記載ください | | | |
|-----------|--------------|--|----------|----------|---|-----------|---|------------------|---|-----------------------|---------------------|-------------|
| | | | | | 施設名 | 面積 (㎡) | | | 氏名 | 住所 | 生年月 日 | 従事者との 関係 |
| 例 | 元本郷町三丁目 24-1 | 300.00 | 畑 | 大根、人参、柿 | 農機具小屋 <small>※公図に位置を記入してください</small> | 50.00 | 1、2 <small>※1. 農地等利害関係人の同意参照</small> | 1 | 八王子 花子 八王子 一郎 | 八王子市元本郷町 3-24-1 // | S35.1.25 H5.1.25 | 妻 長男 |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |
| 記入上の注意点 | | <p>(1) 「農業用施設」は、ビニールハウス、温室、農機具小屋、集荷小屋、休憩所等が設置されている場合、具体的な施設名とその面積を記入してください。 なお、既存の農業用施設については、この申請書により建築物としての適法性を判断するものではないことをご理解ください。</p> <p>(2) 「農業用施設」の位置を公図の写しに赤字で記入してください。</p> <p>(3) 従事者は、申請時点において当該農地等で主に従事している人全員を記入してください。</p> | | | | | | | | | | |